

令和 年 月 日

財務大臣 殿

発起人 住所

氏名 (名称)

酒類業組合(連合会、中央会)名称例外承認申請書

酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律(第83条において準用する同法)第6条第4項の規定により、下記のとおり特別の名称を用いる承認を受けたいので、申請します。

記

- 1 酒類業組合(連合会、中央会)の名称
- 2 酒類業組合(連合会、中央会)の所在地
- 3 酒類業組合(連合会、中央会)の地区
- 4 酒造組合(連合会、中央会)については、組合員(その会員たる酒造組合の組合員)の製造し又は 移出する酒類の品目
- 5 酒販組合(連合会、中央会)については、組合員(その会員たる酒販組合の組合員)の業態
- 6 申請の理由

酒類業組合(連合会、中央会)名称例外承認申請書(CC1-7104)の記載要領

- 1 この申請書は、酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律(第 83 条において準用する同法)第6 条第4項に規定により特別の名称を用いる承認を受けようとする場合に使用してください。
- 2 この申請書は、次の区分により提出してください。

区 分	申請者又は設立しようとする酒類業組合	提 出 先
(1)	中央会又は一の国税局の管轄区域を超え	国税庁長官
	る地域をその地区とする酒類業組合	
(2)	連合会若しくは、(1)以外の酒類業組合で	連合会又は酒類業組合の主たる事務所の所在地を
	一の都道府県の区域又は一の都道府県の	所轄する国税局長
	区域よりも広い区域をその地区とする酒	(連合会又は酒類業組合の主たる事務所の所在地
	類業組合	が、当該連合会又は酒類業組合の地区外にあると
		きは、その連合会又は酒類業組合の地区の所轄国
		税局長)
(3)	(1)及び(2)以外の酒類業組合	酒類業組合の主たる事務所の所在地を所轄する税
		務署長
		(酒類業組合の主たる事務所の所在地が、当該酒
		類業組合の地区外にあるときは、その酒類業組合
		の地区の所轄税務署長)

3 当該承認を受けようとする場合には、「酒類業組合員資格承認申請書」又は「酒類業組合(連合会、中央会)定款変更認可申請書」を併せて提出しなければならない場合があります。